危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策フォローアップの概要

平成 26 年 9 月 19 日薬物乱用対策推進会議

■情勢

- 平成26年上半期の危険ドラッグに係る検挙状況については、142事件、161人。 そのうち、指定薬物に係る薬事法違反は、55事件、68人。〔警察庁・厚労省〕
- 平成26年7月22日、危険性の高い物質であることを明確に示すため、危険ドラッグの呼称 名を選定・公表。
- 販売業者への指導・警告、取締りを実施したほか、指定薬物への指定の迅速化を図り、8月15日に21物質を指定薬物に指定する省令を公布し、8月25日に施行。(平成26年8月現在1,400物質を指定薬物に指定※)
 - ※これに加え、9月19日、新たに14物質を指定薬物に指定する省令を公布し、9月29日に施 行予定。
- 8月27~30日、東京、大阪、愛知、福岡の販売店舗129店舗のうち75店舗に対する立入検査 を行い、48店舗542製品に検査命令及び販売停止命令を実施。

■フォローアップの概要

1 危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化

(1) 危険ドラッグの実態把握の徹底

- 〇 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携した一斉合 同立入等を実施し、危険ドラッグの販売店舗の実態把握を推進。〔厚労・警察〕
- 〇 平成26年8月15日に公布された省令により、8月25日から指定薬物となる物質を含む製品の広告掲載を確認した69サイトについて、プロバイダー等に削除要請を実施。[厚労]
- 危険ドラッグの通信販売サイトのうち、特定商取引法上の表示義務に違反しているおそれのあるサイトの運営業者に対し、表示の是正を要請するとともに、当該サイトにインターネット接続サービスを提供するプロバイダー等に対する情報提供を実施。〔消費者〕

(2) 危険ドラッグの危険性についての啓発の強化

- 8月25日から指定薬物として規制されることとなった物質が確認された危険ドラッグ製品について、事前にサイトに公開し、販売業者や国民に対し、販売や購入をしないよう呼びかけを実施。[厚労]
- 「あやしいヤクブツ連絡ネット」を効果的に活用し、関連情報を国民から広く収集する とともに、危険ドラッグの危険性等の情報を発信。〔厚労〕
- 危険ドラッグの危険性を周知する広告を、全国の新聞、若者向け雑誌及び携帯端末向けに実施するなどメディアを通じた効果的な広報啓発を行ったほか、政府広報オンラインのラジオ番組及び特集ページ「薬物対策」を官邸ツイッターで拡散。〔内閣官房・内閣府〕
- 〇 関係機関の連携強化による夏休み期間中における広報啓発活動等の実施、青少年のインターネット利用実態を踏まえた保護者や地域の指導者等に対する危険ドラッグに関する正しい知識の普及、関係機関等の相談・支援窓口等の周知徹底を図るため、都道府県等に対し、緊急対策の周知徹底を依頼。[内閣府・警察・法務・厚労]
- 〇 麻薬・覚醒剤乱用防止運動や秋の全国交通安全運動、薬物乱用防止教室等における危険 ドラッグの乱用防止に関する広報啓発活動の強化等について、都道府県等に対して依頼。 〔厚労・警察・文科〕

2 指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

(1) 海外情報の積極的な活用等を通じた危険ドラッグの指定薬物への迅速かつ効果的な指定

- 〇 国内流通が確認されていない 1 物質を、指定薬物に指定(8月15日省令公布、8月25日 施行)。[厚労]
- 〇 6月24日の池袋の事故で使用された2物質について、薬事・食品衛生審議会への諮問等の手続を省略し、緊急指定を実施(7月15日省令公布、7月25日施行)。また、パブリックコメントの省略や省令の公布から施行までの期間を短縮し、21物資を迅速に指定薬物に指定(8月15日省令公布、8月25日施行)。[厚労]
- 〇 国連薬物犯罪事務所(UNODC)への拠出を通じて、危険ドラッグ(NPS)を含む 合成薬物対策ワークショップ(東・東南アジア地域対象)をミャンマーで開催し、緊急対 策を含む我が国の取組を紹介。[外務]

(2) 危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底

- 〇 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、危険ドラッグ販売店舗に対する販売自粛要請、乱用者の取締り、販売店舗に対する突き上げ捜査等を実施。[厚労・警察]
- 新たに指定された指定薬物等について、関係省庁間で迅速な情報共有がなされるととも に、地方厚生局麻薬取締部、都道府県警察、税関の連携により、麻薬や指定薬物を含有す る危険ドラッグの密輸入事件を摘発。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 国立医薬品食品衛生研究所において、新たに指定薬物に指定した物質の分析データを整理し、危険ドラッグの検査を実施している関係機関に提供。また、都道府県警察科学捜査研究所における鑑定、国立医薬食品衛生研究所の分析体制及び地方厚生局麻薬取締部の取締体制等の充実を推進。〔厚労・警察〕
- 全国の検察庁に対し、本緊急対策の趣旨を踏まえ、危険ドラッグに関する刑事事件の捜査・公判に当たっては、都道府県警察や地方厚生局麻薬取締部等と緊密に連携し、関係法令を適切に運用して厳正に対処するよう周知。〔法務〕

3 危険ドラッグの規制のあり方の見直し

- 包括指定に関し、規制対象とする具体的な物質群について検討を実施。〔厚労〕
- 〇 地方厚生局麻薬取締部、都道府県等の衛生主管部局及び都道府県警察が連携し、8月27日から30日までの間、東京、大阪、愛知、福岡の危険ドラッグ販売店舗129店舗を対象とし、営業が確認された75店舗に立入検査を行い、うち48店舗542製品に検査命令及び販売停止命令を実施。[厚労・警察]
- 危険ドラッグの無承認医薬品としての取締強化のため、取締りの判断基準や手順を明確化 した方針を都道府県に指示。[厚労]

■当面の主な課題

本年7月の薬物乱用対策推進会議における総理指示を踏まえ、第四次薬物乱用防止五か年戦略 及び緊急対策に基づく各種取組を推進しているところであるが、未だ危険ドラッグに関連する事 案が発生しており、依然として予断を許さない状況。

引き続き、危険ドラッグの乱用の根絶を図るため、政府一体となって、危険ドラッグの実態把握の徹底とその危険性についての啓発強化、指定薬物の迅速な指定と危険ドラッグに係る犯罪の取締りの徹底、危険ドラッグの規制のあり方の見直し等の取組を一層強力に推進していく必要がある。